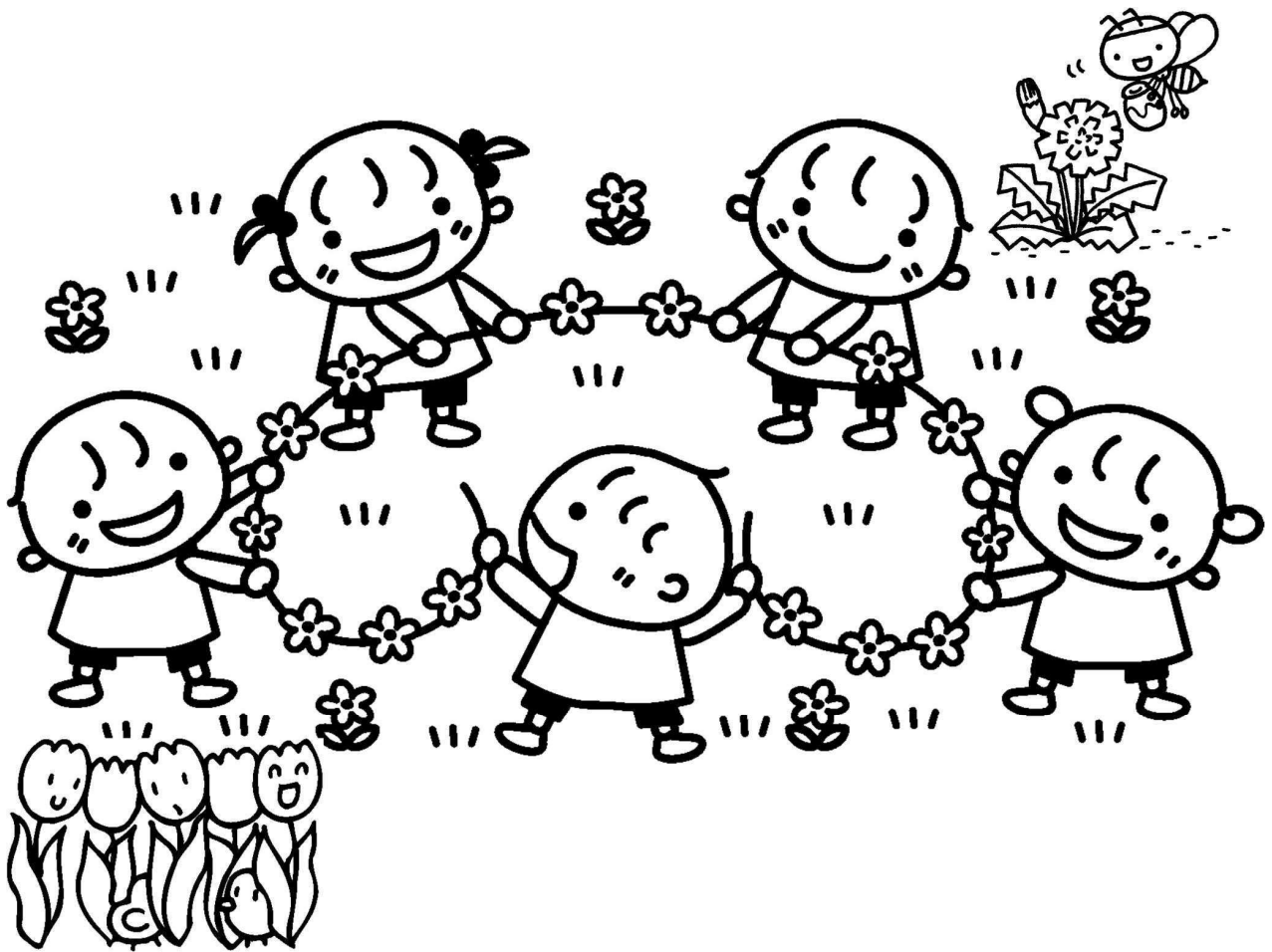


# 保育施設等入所申込のしおり

令和6年度入所申込用



〒728-8501

三次市十日市中二丁目8番1号

三次市子育て支援部

保育課 保育係

TEL 0824-62-6147

FAX 0824-62-6300

令和6年4月第2版

# 目 次

## 【2号・3号認定こども用】

1. 保育の必要性の認定 . . . . . 1 ページ  
[1] 保育を必要とする事由 . . . . . 1 ページ  
[2] 保育の必要量（保育施設等を利用できる時間） . . . . . 2 ページ
2. 保育施設等入所申込受付について . . . . . 3 ページ  
[1] 令和6年4月から入所を希望される場合 . . . . . 3 ページ  
[2] 令和6年5月以降から入所を希望される場合 . . . . . 3 ページ
3. 保育施設等入所申込に必要な書類等  
[1] 全ての方について必要な書類 . . . . . 4 ページ  
「保育施設等入所利用調整申込書」の記入例 . . . . . 5・6 ページ  
「認定理由申立書」「確認票」の記入例 . . . . . 7・8 ページ  
[2] 保育を必要とする事由を証明する書類 . . . . . 9 ページ  
[3] 状況に応じて必要な書類（該当する方のみ） . . . . . 9 ページ
4. 年齢早見表 . . . . . 10 ページ
5. 保育認定の有効期間について . . . . . 10 ページ
6. 保育利用料の決定について . . . . . 11 ページ  
保育利用料基準額表 . . . . . 12・13 ページ
7. 8. 保育利用料の減額・納付方法について . . . . . 14 ページ
9. アレルギー食対応について . . . . . 15 ページ
10. 副食費について . . . . . 15 ページ
11. 紙おむつの施設処分について（公立保育所） . . . . . 16 ページ
12. 土曜日午後保育の申込について . . . . . 16 ページ
13. 延長保育の申込について . . . . . 16 ページ  
[1] 延長保育について . . . . . 16 ページ  
[2] 延長保育料について . . . . . 17 ページ
14. 15. 16. 休日保育・一時預かり・  
病児・病後児保育の申込について . . . . . 18 ページ
17. 18. 19. 事業所内保育事業・小規模保育事業・その他の保育・  
その他の一時預かりについて . . . . . 19 ページ

## 【1号認定こども用】

1. 利用にあたって . . . . . 20 ページ
2. 支給認定申請・利用届出方法 . . . . . 20 ページ
3. 利用手続きの流れ . . . . . 20 ページ
4. 5. 保育利用料・副食費について . . . . . 21 ページ
- 市内保育施設等一覧表(令和6年度) . . . . . 22 ページ

令和6年度の保育施設等の利用手続きをご案内します。

## 【2号・3号認定こども用】

### 1. 保育の必要性の認定

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援制度」では、保育所や幼稚園、認定こども園等を利用する際に、子どものための教育・保育給付の支給にかかる認定を受けていただく必要があります。

〔 三次市には、令和6年4月1日から新制度に移行する幼稚園はありません。  
今後の動向で変更になる場合があります。 〕

認定には、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。この区分に基づいて認定された子どもに対し、施設・事業者を通じて施設型給付費等の「給付」が行われます。

- 1号認定・・・保育の必要性の認定を受けない満3歳以上就学前の子ども
- 2号認定・・・保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子ども
- 3号認定・・・保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子ども

保育所または認定こども園（保育部分）（以下「保育施設等」という。）への入所を希望される場合は、2号・3号認定（以下「保育認定」という。）の申請とあわせて保育施設等入所の申し込みをしていただく必要があります。

※「2号・3号認定の申請」と「保育施設等入所申込」は、同時にできます。

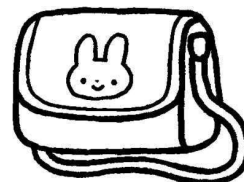
認定こども園（教育部分）の利用を希望される場合は、1号認定（以下「教育認定」という。）の申請と入園の申し込みを、認定こども園に直接していただきます。

#### 〔1〕 保育を必要とする事由

保護者等のいずれもが次の事由により、家庭において子どもの保育が困難な場合、2号または3号の保育認定を受けて保育施設等の利用をしていただくことになります。保育認定を受けられた方には、三次市から「支給認定証」が交付されます。

なお、支給認定証が交付される場合でも、保育施設等のクラス定員に余裕がない場合や保育施設等の体制が整わない場合には、入所できないことがあります。

- ① 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がない場合。（出産予定日の前2か月～後2か月）
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合。
- ⑦ 就学している場合。
- ⑧ 育児休業取得中に既に保育施設等に入所している子どもの継続利用が必要な場合。
- ⑨ 虐待・DVのおそれがある場合。
- ⑩ その他、保育が必要な状態にあると三次市長が認める場合。



## [2] 保育の必要量（保育施設等を利用できる時間）

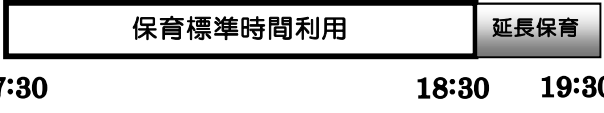

保育認定を行う場合、同時に保育の必要量の認定を行います。

保育の必要量は、利用時間によって「標準時間」と「短時間」の2種類があります。

保育標準時間認定 ⇨ 1日に最大11時間の利用

保育短時間認定 ⇨ 1日に最大8時間の利用

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により認定します。

保育必要量	認定例
<p><b>保育標準時間認定</b> (1日：最大11時間)</p> <p>(例) 開所時間 7:30~18:30</p>  <p>7:30 18:30 19:30</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親ともにフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合。(月あたり120時間以上就労)</li> <li>・父親が就労し、母親が妊娠・出産。</li> <li>・ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合。</li> </ul>
<p><b>保育短時間認定</b> (1日：最大8時間)</p> <p>(例) 開所時間 7:30~18:30</p>  <p>7:30 8:30 16:30 18:30 19:30</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親のいずれかがパート勤務する場合又はそれに近い場合。(月あたり120時間未満就労)</li> <li>・両親の1人が就労、1人が求職活動している場合。</li> <li>・ひとり親世帯で、保護者がパート勤務する場合又はそれに近い場合。</li> </ul>

※ 認定された利用時間以外の時間に利用する場合、または1日に利用できる最大の時間の範囲を超えて利用する場合は、延長保育となります。上図のような保育施設等の場合、保育短時間認定の子どもが7:30~17:30まで利用した場合、7:30~8:30、および16:30~17:30の時間は、延長保育となります。

(開所閉所時間は、保育施設等により異なります。)

※ 延長保育についての詳しい説明は、16~17ページをご覧ください。

※ 保育標準時間認定される方であっても、保育短時間認定を希望できます。

※ 保育短時間認定の保育利用料は、保育標準時間認定に対し、若干減額となります。

※ 年度の中途に就労状況等、保育を必要とする事由に変更があった場合は、前月20日までに変更申請をしていただき、審査により翌月初日からの保育時間の認定の変更が可能です。月途中での保育時間の認定の変更は行いません。



## 2. 保育施設等入所申込受付について

入所の基準日は毎月1日です。受付は先着順ではありません。

### [1] 令和6年4月から入所を希望される場合

#### ●●●1次審査●●●

受付期間 **1月5日(金)～1月18日(木) 8:30～17:15** ※土日・祝日を除く

受付場所 保育課(市役所東館2階)、各支所  
郵送での提出も受け付けます(送付先:保育課, 1月18日(木)必着)。

※夜間受付(保育課)

1月12日(金) 17:15～19:00

審査結果通知 3月初旬(予定)

#### ●●●2次審査●●●

受付期間 **1月19日(金)～2月20日(火) 8:30～17:15** ※土日・祝日を除く

受付場所 保育課(市役所東館2階)、各支所  
郵送での提出も受け付けます(送付先:保育課, 2月20日(火)必着)。

審査結果通知 3月上旬(予定)

### [2] 令和6年5月以降から入所を希望される場合

受付期間 **入所を希望する月の前々月の20日まで** ※土日・祝日を除く

※20日が閉庁日の場合は、直前の開庁日まで

受付場所 保育課(市役所東館2階)、各支所  
郵送での提出も受け付けます(送付先:保育課, 受付最終日に必着)。

審査結果通知 入所を希望する月の前月の上旬

#### ～審査のながれ～

申 込

必要書類を揃え、保育課または各支所へ提出してください。

審 査

提出いただいた書類を基に保育の必要性の認定をし、支給認定証を発行します。送付は利用調整後になります。

保育の必要性の認定

利 用 調 整



入 所 決 定

入所承諾通知を送付し、今後必要な手続きなどのご案内をします。

または

入 所 保 留

希望される保育施設等のクラス定員に余裕がない場合や、申し込み者が定員を上回り、利用調整の結果入所できなかった場合です。翌月以降も引き続き審査します。希望施設の変更や、就労状況等の変更があった場合、保育課へ連絡してください。

【備考】子ども・子育て支援法第20条第6項により、認定申請の受付日から30日以内に結果を通知することと規定されていますが、多数の申請に係る利用調整及び調査を行う必要があるため、30日以内に通知できません。同法の規定による処理見込期間は、上記[1]・[2]のとおりです。

### 3. 保育施設等入所申込に必要な書類等

次の書類を、保育課保育係又は各支所へ提出してください。  
 なお、これらの書類の様式は、市役所、各支所、各保育施設等にありま  
 す。また、三次市ホームページからもダウンロードが可能です。

三次市ホームページ「保育施設等申込に必要な書類」はこちらから  
<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/29/1953.html>



#### 【1】 全ての方について必要な書類

書類の名前	説明
令和6年度子どものための教育・ 保育給付支給認定申請書 兼 保育施設等入所利用調整申込書 (以下「保育施設等入所申込書」 という。)	記入にあたっては、次ページからの記入例を参考に、 記入してください。 裏面も忘れず記入してください。 2人以上の子どもについて申込みされる場合は、児童 ごとに作成してください。
認定理由申立書(表) 確認票(裏) (両面で1枚)	『認定理由申立書』は、保育の必要性の認定、利用調 整を行う上で必要な書類です。世帯(父母・祖父母)の状 況等について申告していただきます。 『確認票』は、申請から認定、保育施設等を利用する ことになった場合までの確認事項を記入していますの で、よくお読みになり、同意・承諾いただいた上で、 保護者の方が署名してください。 ※2人以上の子どもについて同時に申込みをされる場 合は、1枚のみ作成してください。
個人番号と本人確認ができる書類	保護者以外の方が提出する場合、委任状が必要です。

※マイナンバー制度に伴う個人番号の記載等について

マイナンバー制度の開始にあたり、保育施設等入所申込書に「保護者及び申請に係る子どもの個人番号」  
 の記載が必要となります。

また、提出の際には、「番号確認」及び「本人確認」をさせていただきますので、次の必要書類をご持参  
 ください。

・保護者本人が提出する場合

番号確認 (次のいずれか)	本人確認 (次のいずれか)
①マイナンバーカード ②通知カード <small>※記載された氏名、住所等が住民票と一致している場合に限る</small> ③マイナンバーが記載された住民票の写 し・住民票記載事項証明書	①マイナンバーカード ②運転免許証、パスポート等 ③保険証、年金手帳等 (写真がないものは2点確認)

・保護者以外の方(配偶者等)が提出する場合

代理確認	代理人の確認 (次のいずれか)	番号確認 (次のいずれか)
委任状 (確認票の下 段に記入して ください。)	①マイナンバーカード ②運転免許証、パスポート等 ③保険証、年金手帳等(写真がない ものは2点確認)	①保護者本人のマイナンバーカード又はそ の写し ②保護者本人の通知カード又はその写し <small>※記載された氏名、住所等が住民票と一致している場合に限る</small> ③保護者本人のマイナンバーが記載された 住民票の写し・住民票記載事項証明書又は その写し

令和6年度子どものための教育・保育給付  
支給認定申請書 兼 保育施設等入所利用調整申込書  
三次市長様  
教育・保育給付の支給認定について、次のとおり申請します。

受付印

記入例

申請日	令和6年 1月 12日			保育所(園)	入所日	年 月 日	認定期間等	年 月 まで 標・短
フリガナ	ミヨシ タロウ		生年月日	昭和平成 4年 11月 3日	連絡先1	080-0000-0000		
保護者氏名	三次 太郎		個人番号	000011112222		(父)母(携帯・職場)・自宅・その他( )		
保護者住所	三次市 三次町1234番地				連絡先2	090-0000-0000		
						(父)母(携帯・職場)・自宅・その他( )		
					連絡先3	父・母(携帯・職場)・自宅・その他( )		

※上記保護者を支給認定  
※特別な事情がない場合

P.10の年齢早見表を参照し、令和6年4月1日時点の年齢を記入してください。

フリガナ	ミヨシ サクラ		性別	男・女	第3子	生年月日	3年 12月 5日
申請児童氏名	三次 桜						( 2 歳 3 ヶ月 )
個人番号	333344445555						※令和6年4月1日時点の年齢を記入してください。

申請区分	1号認定			
利用区分の希望	<input type="checkbox"/> 教育標 <input checked="" type="checkbox"/> 認定こども園		利用(8時間)	30分
利用開始希望日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年4月1日から <input type="checkbox"/> 年 月 日から		終了(希望)日	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで
保育希望時間	8時 00分 から 18時 00分 まで			

「1号認定」は認定こども園等に通う場合です。認定こども園へ直接、申請してください。  
「2・3号認定」で、保護者・配偶者等のどちらかが「求職活動」での申請の場合、短時間となります。

希望優先順位	利用希望施設	希望優先順位	利用希望施設
1	〇〇〇保育所(園)	4	■■■保育所(園)
2	△△△保育所(園)		●●●保育所(園)
3	□□□保育所(園)		▲▲▲保育所(園)

保育所等に在園している兄弟姉妹がいる場合、その園名・施設名を必ず記入してください。

申請児童以外の父母及び同居所に住んでいる人で生計同一(世帯分離している)の方について記入してください。

フリガナ	申請児童との続柄	生年月日	勤務先又は学校・保育施設等	同居・別居の別	障害者手帳等	個人番号及び課税情報等開示
ミヨシ タロウ 三次 太郎	父	昭平成 4年 11月 3日	(有)〇〇〇商事	同・別	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 同意
ミヨシ ハナコ 三次 花子	母	昭平成 5年 11月 10日	〇〇〇病院	同・別	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 同意
ミヨシ イチロウ 三次 一郎	兄	昭平成 26年 12月 10日	〇〇〇小学校	同・別	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 同意
ミヨシ ハルコ 三次 春子	姉	昭平成 31年 1月 10日	〇〇〇保育所	同・別	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 同意
ミヨシ ウメコ 三次 梅子	祖母	昭平成 33年 2月 10日	農業	同・別	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 同意
		TH SR 年 月 日		同・別	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 同意

「有」の場合は手帳等の写しを添付してください。

該当に☑してください。

ひとり親の場合	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 別居(調停: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 証明書: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)	
生活保護	<input checked="" type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている	
令和5年1月1日現在の住所地	<input type="checkbox"/> 三次市内 <input checked="" type="checkbox"/> 三次市外(住所地: 〇〇県 〇〇市 )	
令和6年1月1日現在の住所地	<input checked="" type="checkbox"/> 三次市内 <input type="checkbox"/> 三次市外(住所地: )	
保育が必要な事由【2・3号認定申請のみ】	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> その他
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> その他

※2号・3号認定申請の方は裏面の記入もお願いします。

**【2号・3号認定申請のみ】  
調査票**

記入例

該当に☑してください。

<b>申請児童の 保育の状況</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅で保育している ⇒ <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 保育者名: _____ 児童との続柄: _____
	<input type="checkbox"/> 自宅外に預けている ⇒ <input type="checkbox"/> 事業所内保育施設 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設[ _____ ] <input type="checkbox"/> 一時保育[ _____ 保育所(園) ] <input type="checkbox"/> 親族(児童との続柄 _____ ) <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
	<input type="checkbox"/> 職場で保育している ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅(職場と同じ場所) <input type="checkbox"/> 店舗内 <input type="checkbox"/> 休憩室 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
<b>申請児童の 身体状況等※1</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 病気療養中【病名・症状】 健診時の指摘事項, その他発達上の心配事や定期的な通院等 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(内容: _____ )
	障害者手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
	療育手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
	特別児童扶養手当証書 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
	精神障害者保健福祉手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
	市役所保健福祉課の相談 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有【内容】 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有【内容】
アレルギー・アトピー等 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有【原因物質】 卵 【内容】 食べるとじんましんが出る。 つなぎは食べられる。	

※1 受入体制確保のため、詳細に記入してください。  
 ※2 専門機関とは療育センター、病院、こども家庭センター等のことです。

**【利用開始希望日に利用できなかったときの予定】**

該当に☑してください。

<input type="checkbox"/> その他の施設等を利用する ( <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 事業所内保育施設(従業員枠) <input type="checkbox"/> 一時預かり )	
<input checked="" type="checkbox"/> 待機	<input checked="" type="checkbox"/> 育児休暇延長 <input type="checkbox"/> 職場で保育する ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅(職場と同じ場所) <input type="checkbox"/> 店舗内 <input type="checkbox"/> 休憩室 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 親族が保育(保育予定者: _____ )
<input type="checkbox"/> 今回の利用申請を取り下げる	
<input type="checkbox"/> その他( _____ )	

※以下は、市の受付者記入欄です。(保護者の方は記入しないでください。)

提出者: 児童の( _____ )			受付者( _____ )			
年	月	日				

父点数	母点数	代替点数	世帯点数	就労点数	兄弟点数	総点数



# 記入例

## 【2号・3号認定申請のみ】認定理由申立書

- ・該当に☑してください。
- ・父、母それぞれ申し立てが必要です。なお、父母以外の方が保護者の場合についても申し立てが必要です。
- ・2人以上の子どもについて同時に申し込む場合は、原本1枚と他はコピーで可能です。

保育を必要とする事由	必要書類	添付書類及び注意事項等	後日提出
就労 (内定を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 就労証明書	・内定の場合: 就労(予定)証明書または内定通知等 ・自営業(農業含む)の場合: 就労証明書に加え、直近の所得税確定申告書の写し(開業初年度の場合は開業届の写し)	父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
疾病・障害	<input type="checkbox"/> 診断書(必須)	保育が困難なことが記載されたもの ※療養期間の記入がなければ3か月間の療養とみなす	父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の写し(所持者のみ)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳等の、番号・等級・本人欄・障害名が確認できる部分の写し	父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
介護・看護	<input type="checkbox"/> 介護(看護)申立書	・被介護者(被看護者)の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し ・上記により状況が確認できない場合は、診断書 ・通学付き添い等の場合、 在学・通所	父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書	または学 ・時間割や	<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し	保護者名	<input type="checkbox"/>
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動状況等申告書	・ハローワーク ・面接の 結果通知等の写し(ある場合のみ)	父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
	入所保留になった場合	<input type="checkbox"/> 申請児童の利用開始希望日から既入所児童が短時間になることに同意します。 <input type="checkbox"/> 求職活動継続 <input type="checkbox"/> 求職活動休止	/
災害復旧	<input type="checkbox"/> リ災証明書		父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>

求職中の方で既に入所児童がいる場合は必ず☑をお願いします。

### 【就労の場合のみ】

父/母	雇用形態	勤務時間	シフトの場合のみ	通勤時間
父	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・ <input type="checkbox"/> パート・ <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣・ <input type="checkbox"/> 契約・ <input type="checkbox"/> 内職・ <input type="checkbox"/> 自営	8時 30分 ~ 17時 00分	週平均 時間 分 週平均 日	時間 20 分
母	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・ <input type="checkbox"/> パート・ <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣・ <input type="checkbox"/> 契約・ <input type="checkbox"/> 内職・ <input type="checkbox"/> 自営	時 分 ~ 時 分	週平均 8 時間 00 分 週平均 5 日	時間 15 分

### 【祖父母の状況】

		氏名	傷病	就労	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入してください。)
父方	祖父		有・無	有・無	同・別	
	祖母	三次 梅子	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 同 <input type="checkbox"/> 別	
母方	祖父	広島 西男	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	同 <input checked="" type="checkbox"/> 別	広島市西区〇〇〇〇
	祖母	広島 西子	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	同 <input checked="" type="checkbox"/> 別	同上

### 【兄弟姉妹の同時利用申請の場合のみ】

①②それぞれ該当に☑してください。 兄弟姉妹で同時利用申請の方のみ記入してください。

<p style="text-align: center;">兄弟姉妹で利用を希望する場合の意向</p>	<p>①兄弟姉妹のいずれかしか利用しない。</p> <p><input type="checkbox"/> どの子どもが先の利用でも構わない。</p> <p><input type="checkbox"/> 【児童名: _____】が先の利用でないと希望しない。</p> <p><input type="checkbox"/> 同時に利用できるまで待機する。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用申請を取り下げる。</p> <p>②兄弟姉妹が別々の保育施設になる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 別々の保育施設でもよいので希望順位の高い施設にしてほしい。</p> <p><input type="checkbox"/> 同じ施設を利用できるまで待機する。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用申請を取り下げる。</p>
--	---

# 確認票

## 記入例

申請児童氏名1	三次 桜
申請児童氏名2	三次 霧
申請児童氏名3	

以下の事項について確認のうえ、署名してください。

- 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。場合、決定等に反映されないことがあります。
- 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等を取
- 適正な保育利用料及び副食費の算定及び利用調整の係公簿を閲覧し、または調査を行うことに同意します。
- 市の関係部署及び利用が見込まれる施設に対しては、保育を行うために必要な個人情報の開示について同意します。
- 保育利用料及び副食費は民法第761条で規定する日常家事債務（夫婦が連帯して責任を負う債務）であり、両親ともに納付義務を負うことに異議ありません。
- 保育利用料及び副食費が未納となった場合、当該児童に係る児童手当は、受領に係る一切の権限を児童手当支給担当課の長へ委任し、当該児童分の未納の保育利用料及び副食費に充当することに同意します。
- 利用申請中又は利用中に保護者の認定事由に変更があった場合は、速やかに保育施設等入所担当課へ届け出てください。（婚姻・離婚等により児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保護者の勤務先が変わる場合、育児休業を取得する場合、退職する場合等）
- 保護者の求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間（保育を利用できる期間）が定められます。  
認定期間中に認定事由に変更（求職活動ののち就労開始する等）があり、所定の期日までにそのことの届出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって保育の利用を終了（退所）とします。
- 子ども・子育て支援法第20条第6項により、認定申請の受付日から30日以内に処分を行うことと規定されていますが、多数の申請に係る利用調整及び調査を行う必要があるため、30日以内に処分を行うことができません。同法の規定により処理見込期間について通知し、処分を行う期間を延期します。
- 乳幼児健診に関する状況について、担当課から情報を得ることに同意します。
- 子どもの予防的支援構築事業（児童の健全な育成及び予防的支援の取り組み）を行うために必要な個人情報を市の関係部署に提供することに同意します。

既に保育所に入所している兄弟がいる場合は、今回申込をする児童に加えて、既に入所している兄弟の名前も記入してください。

三次市長 様

令和6年 1月 12日

以上、確認(同意)します。

保護者(児童手当受給者)氏名 **三次 太郎** 印  
 ※自署の場合、押印は不要です。  
 保護者(上記配偶者)氏名 **三次 花子** 印  
 ※自署の場合、押印は不要です。

該当者が自署(自署でない場合は記名と押印)してください。

三次市長 様

## 委任状

令和6年 1月 12日

保護者(児童手当受給者)氏名 **三次 太郎** 印  
 ※自署の場合、押印は不要です。

提出に来られる方が自署してください。

代理人氏名 **三次 花子**  
 ※必ず自署してください。

代理人として、子どものための教育・保育給付支給認定申請及び保育施設等入所利用調整申請の権限を代理人に委任します。

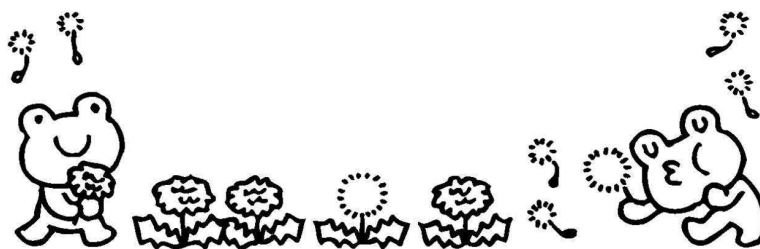
## 【2】 保育を必要とする事由を証明する書類

※2人以上の子どもについて同時に申し込む場合は、原本1枚と他はコピーで可能です。

保育を必要とする事由 (父母それぞれ)	必要書類	添付書類及び注意事項等
就労 (内定を含む)	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内定の場合：就労（予定）証明書または内定通知等</li> <li>・自営業（農業含む）の場合：就労証明書に加え、直近の所得税確定申告書の写し（開業初年度の場合は開業届の写し）</li> </ul>
疾病・障害	診断書（必須）	保育が困難なことが記載されたもの ※療養期間の記入がなければ3か月間の療養とみなす
	身体障害者手帳等の写し（所持者のみ）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の、番号・等級・本人欄・障害名が確認できる部分の写し
介護・看護	介護（看護）申立書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被介護者（被看護者）の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証等</li> <li>・上記により状況が確認できない場合は、診断書</li> <li>・通学付き添い等の場合、在学・通所証明書等、利用状況が確認できるもの</li> </ul>
就学	在学証明書	または学生証の写し
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	保護者名と出産予定日が確認できるページの写し
求職活動	求職活動状況等申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク受付票の写し</li> <li>・面接の案内や結果通知等の写し（ある場合のみ）</li> </ul> ※開業準備中の場合は、開業計画書
災害復旧	り災証明書	

## 【3】 状況に応じて必要な書類（該当する方のみ）

書類の提出が必要なケース	書類の名称
保育施設等入所希望児童または家族に、心身に障害のある人がいる場合	障害者手帳等
上の子どもが幼稚園等に通っている場合	保育利用料多子軽減申請書



## 4. 年齢早見表

年齢 (令和6年4月1日時点)	生年月日
0歳	令和 5(2023)年4月2日 以降
1歳	令和 4(2022)年4月2日 ~ 令和 5(2023)年4月1日
2歳	令和 3(2021)年4月2日 ~ 令和 4(2022)年4月1日
3歳	令和 2(2020)年4月2日 ~ 令和 3(2021)年4月1日
4歳	平成31(2019)年4月2日 ~ 令和 2(2020)年4月1日
5歳	平成30(2018)年4月2日 ~ 平成31(2019)年4月1日

※入所可能年齢は保育施設等によって異なります。22ページの一覧表をご覧ください。

※入所可能年齢の考え方

例) 令和5年12月20日生まれ → 令和6年4月1日時点で満3か月  
 令和6年7月1日時点で満6か月  
 令和7年1月1日時点で満1才



## 5. 保育認定の有効期間について

保育を必要とする事由	保育認定期間
就労・疾病・障害 介護・看護・ 災害復旧	事由の満了期間, または小学校就学までのどちらか早い時期
妊娠・出産	出産予定日の前2か月を含む月の初日から, 出産予定日の後2か月经過した月末まで
就学	保護者の卒業予定日の属する月の月末まで
求職中	有効期間の開始日から3か月经過する日の月末まで
育児休業取得前から入所 している子どもの育児休 業中の継続利用	①育児休業対象の子の満1歳の誕生日の属する月末まで ②育児休業対象の子の満1歳の誕生日の属する年度末まで 上記のいずれか短い期間
その他	市長が必要と認める期間(上記①②後の育児休暇を含む)

## 6. 保育利用料の決定について

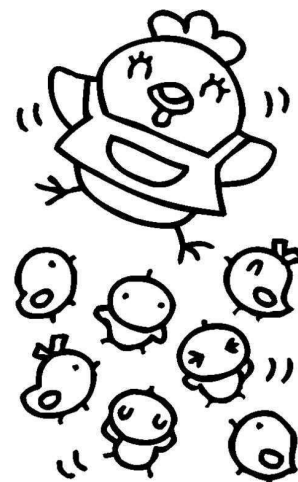
令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児～5歳児クラスの児童と、市民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラスの児童の保育利用料は、無料となりました。

市民税非課税世帯以外の0歳児～2歳児クラスの児童の保育利用料は、その児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（祖父母等）の市民税額に応じて決定します。

保護者の税額が一定基準額に満たない場合、祖父母と同居しているときは、祖父母の市民税所得割額も含めて保育利用料を決定します。

保育利用料		決定に必要な市民税額の年度
令和5年度	4月～8月分	令和4年度
	9月～3月分	令和5年度
令和6年度	4月～8月分	令和5年度
	9月～3月分	令和6年度

- ※ 保育利用料の決定を年2回（4月，9月）行います。毎年9月が保育利用料の切り替え時期となります。
- ※ 令和6年度の保育利用料は，年度途中の入所についても令和6年4月1日時点での年齢で決定します。



2号・3号認定子ども用 保育利用料基準額表（月額）

【表1】

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		階層区分	保育利用料（3歳未満）		保育利用料（3歳以上）	
			標準	短時間	標準	短時間
当該年度分（4月から8月分） にあっては前年度分） 市民税の額が次の区分に該当する世帯	市民税非課税	B	0	0		
	市民税所得割非課税	C1	10,000	9,500		
	市民税所得割 24,300円未満	C2	13,000	12,300		
	24,300 円以上 48,600 円未満	C3	15,000	14,200		
	48,600 円以上 60,700 円未満	D1	18,000	17,100		
	60,700 円以上 72,800 円未満	D2	21,000	19,900		
	72,800 円以上 84,900 円未満	D3	24,000	22,800		
	84,900 円以上 97,000 円未満	D4	27,000	25,600		
	97,000 円以上 115,000 円未満	E1	31,000	29,400	0	0
	115,000 円以上 133,000 円未満	E2	35,000	33,200		
	133,000 円以上 151,000 円未満	E3	39,000	37,000		
	151,000 円以上 169,000 円未満	E4	43,000	40,800		
	169,000 円以上 213,000 円未満	F1	47,000	44,600		
	213,000 円以上 257,000 円未満	F2	52,000	49,400		
	257,000 円以上 301,000 円未満	F3	57,000	54,100		
301,000 円以上 397,000 円未満	G	60,000	57,000			
397,000 円以上	H	63,000	59,800			

- ※ 市民税の計算にあたっては、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等は適用しません。
- ※ 「3歳未満児」とは、当年度4月1日に満3歳になっていない児童をいい、その児童が年度の途中で満3歳になっても当該年度中は3歳未満児とみなします。
- ※ 保育短時間認定を受けた児童の保育利用料は、保育標準時間認定を受けた児童の保育利用料の▲5%で設定します。
- ※ 1月1日時点で広島市等の政令指定都市に住所があり、その後三次市に転入された方は、平成30年度に都道府県から政令指定都市へ税源移譲が行われ、市民税の税率が6%から8%に変更されていますが、保育利用料の算定においては従来の税率である6%を用いて計算します。

◎ 2号・3号認定こども用 保育利用料基準額表で算定した児童の世帯の市町村民税の所得割が77,101円未満で、次のいずれかに該当する場合は、下の表による保育利用料となり、第2子目以降は無料となります。

- ① 母（父）子世帯（児童扶養手当またはひとり親家庭等医療の受給対象保護者）
- ② 在宅障害者または在宅障害児のいる世帯（世帯分離している場合は対象外）
- ③ 生活保護を受けている世帯に相当する世帯

【表2】

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	階層区分	保育利用料（3歳未満）		保育利用料（3歳以上）	
		標準	短時間	標準	短時間
市民税非課税	BA	0	0		
市民税所得割非課税	CD	4,000	3,750		
市民税所得割 24,300円未満	C2B	5,500	5,150		
市民税所得割 24,300円以上48,600円未満	C3B	6,500	6,100	0	0
市民税所得割 48,600円以上60,700円未満	D1B	9,000	8,550		
市民税所得割 60,700円以上72,800円未満	D2B	9,000	8,550		
市民税所得割 72,800円以上77,101円未満	D3B	9,000	8,550		



## 7. 保育利用料の減額について



- ① 同じ世帯から2人以上の児童が入所している場合の保育利用料は、下の表のとおりです（多子軽減）。

階層区分BからHの場合	最年長の児童	表に定める額
	つぎに年長の児童	表に定める額×0.5
	その他の児童	0
<p>※ 同一世帯から保育施設等の他に幼稚園等を利用している児童も算定対象人数に含めることができます。 該当される場合は所定の申請書により保育課へ申請してください。</p>		

- ② 保護者と生計を一にする子のうち第2子目以降の児童が保育施設等に入所し、世帯の市町村民税の所得割が57,700円未満である場合の保育利用料は、第2子目が半額、第3子目以降は無料となります（国の多子軽減に係る特例措置の拡充）。
- ③ 市町村民税非課税世帯で保護者と生計を一にする児童の保育利用料は無料となります（国の多子軽減に係る特例措置の拡充）。
- ④ 保護者と生計を一にする子のうちの第2子目以降の児童が保育施設等に入所し、世帯の市町村民税の所得割が57,700円以上の場合でも、次のすべての事項に該当される方は、第2子目の保育利用料が半額、第3子目以降は無料となります（市独自の保育利用料の軽減措置の拡充）。
- ・ 保育利用料決定に必要な市民税の申告がなされている。
  - ・ 市税等（保育利用料・市税・国保税・住宅使用料等）を完納している。

### 《保育利用料の減免について》

保育施設等入所児童の世帯の収入が疾病・失業・退職等により著しく減少した時や離婚等により世帯の構成員が変わった時等、申請により保育利用料が減免または徴収猶予される場合がありますので、ご相談ください。

- ・ 寡婦（寡夫）控除のみなし適用

婚姻歴のないひとり親世帯を対象に、税法上の「寡婦（寡夫）控除」が適用されたとみなして、保育利用料を減免する措置がありますので、減免申請書を提出してください。

## 8. 保育利用料の納付方法について



### 保育利用料は、口座振替またはクレジットカードをご利用ください。

- ① 口座振替による納付の場合

所定の口座振替依頼書に記入，金融機関への届出印を押印し，入所希望日の前月の末日までに，各金融機関に直接提出してください。

- ※ 取り扱い金融機関

広島銀行・中国銀行・中国労働金庫・広島みどり信用金庫・もみじ銀行・ひろしま農業協同組合・両備信用組合・ゆうちょ銀行・郵便局

- ② クレジットカードによる納付の場合

申込書による事前の手続きが必要です。クレジットカード，本人確認書類をご持参のうえ，保育課，収納課，または各支所で手続きをしてください。

- ※ ご利用いただけるクレジットカードは，DC（ディーシーカード）・VISA（ビザカード）・Master（マスターカード）・JCB（ジェーシーピーカード）・NICOS（ニコスカード）・UFJ（ユーエフジェイカード）です。



## 9. アレルギー食対応について

公立保育所では、給食を実施しています。



食物アレルギーによる食事制限を必要とするお子さんに対しての給食（おやつも含む）は、医師の診断書に基づき、除去食を提供します。

集団給食のため限界もありますが、アレルギー食対応については保護者と保育所がともに協力し合って次のとおり取り組んでいきます。

- 食物アレルギーの対応は、「生活管理指導表」を提出していただき、医師の指示に基づき対応します。そのため、医師の指示がない場合（子どもの好き嫌いや保護者の意向等によるもの）の除去食対応はしていません。
- 対応については、保育所と保護者がともに取り組むために、ケース会議を開催して進めていきます。
- 給食での対応が困難な場合、弁当持参をお願いすることがあります。（弁当持参の場合は、保護者、保育所、保育課と協議して決めます。）

私立保育園及び認定こども園については、各園にお問い合わせください。

## 10. 副食費について

### 副食費の決定

公立保育所の3歳から5歳までの副食費は、令和元年9月まで保育利用料に含まれていましたが、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育利用料から切り離し、三次市の規則で定める金額である月額4,500円を徴収することになりました。【表1】

子供の城保育園及び認定みゆきこども園の3歳から5歳までの副食費も、月額4,500円に設定されています。

なお、0歳から2歳までの副食費は、これまでどおり保育利用料に含まれています。

【表1】副食費

区分	副食費（月額）
保育認定子ども（2号給付）【3歳以上児】	4,500円

※「3歳以上児」とは、当該年度4月1日に満3歳になっている児童をいいます。

### 副食費の免除

#### 《国の制度による副食費の徴収免除》

次のいずれかに該当する方は、副食費が0円となります。

- 世帯の市民税の所得割合算額が57,700円未満（ひとり親世帯等は、77,101円未満）である。
- 小学校未就学の子どもから数えて、第3子以降である。

#### 《市独自の制度による副食費の徴収免除》

国の制度による副食費の徴収免除とならない場合でも、次のすべての事項に該当する方は、副食費が0円となります。

- 児童及び保護者が、三次市に住民登録されている。
- 市税等を完納している。

## 1.1. 紙おむつの施設処分について（公立保育所）

令和4年4月から、使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止し、施設でまとめて処分します。  
なお、使用する紙おむつは各家庭での準備をお願いします。

## 1.2. 土曜日午後保育の申込について

愛光・十日市・東光・和田・粟屋・酒屋・三良坂・布野・みわ・神杉・吉舎保育所，私立保育園及び認定こども園で実施します。

土曜日午後保育（土曜日の13：00以降の保育）を利用する場合は，各保育施設等に申込が必要です。

※利用を希望される方は入所承諾後に各園にお問い合わせください。

《申し込みの条件》

◎保護者のいずれもが，土曜日に勤務している等により保育できない事情がある場合。

◎土曜日勤務用の勤務証明書が必要。

※令和5年12月1日現在の状況です。今後の動向により，変更になる場合があります。

## 1.3. 延長保育の申込について



### 【1】 延長保育について

閉所後1時間の保育（有料）については，愛光・十日市・東光・酒屋・布野・三良坂保育所，私立保育園及び認定こども園で実施します。

また全保育施設等において保護者等のいずれもが勤務等の理由により，認定された利用時間から外れた時間を延長して利用する場合も，延長保育となります。（参考：2ページ）

延長保育を利用する場合は，各保育施設等に申し込みが必要です。

延長保育については，保育施設等の開所時間により異なります。詳しいことは，保育課にお問い合わせください。

《申し込みの条件》

◎保護者のいずれもが，認定された保育時間以外または閉所時間後も勤務している等により保育できない場合。

※【例】：保育短時間認定で利用している子どもが，開所時間が7：30～18：30の保育所において，7：30～17：30まで利用した場合には，7：30～8：30と16：30～17：30の時間は延長保育となります。

	7:30	8:30	開所時間	16:30	18:30	19:30
保育短時間認定	延長保育	保育短時間利用			延長保育	
保育標準時間認定	保育標準時間利用				延長保育	

※ 愛光・十日市・東光保育所・私立保育園及び認定こども園は，入所承諾後に各園にお問い合わせください。

## [2] 延長保育料について

対象保育所： 愛光・十日市・東光・酒屋・布野・三良坂  
 (18:30以降の延長保育を実施している保育所)

	7:30	8:30		16:30	18:30	19:30
保育短時間認定	延長保育 B 無料	保育短時間利用		延長保育 C 日額:100円	延長保育 A 日額:200円	
保育標準時間認定	保育標準時間利用				延長保育 A 日額:200円	

対象保育所： 川地・和田・田幸・神杉・栗屋・川西・君田・さくぎ・吉舎・敷地  
 みわ・こうぬ  
 (保育短時間認定の場合、16:30から延長保育になります。)

	7:30	8:30		16:30	18:30
保育短時間認定	延長保育 B 無料	保育短時間利用		延長保育 C 日額:100円	
保育標準時間認定	保育標準時間利用				

※保育所により閉所時間は異なります。

- 保護者のいずれもが勤務等の理由により、認定された利用時間から外れた時間を延長して保育が必要な場合に、延長保育の利用ができます。
- 保育短時間認定の方が、恒常的に延長保育（BまたはC）を利用される場合は、保育標準時間認定に変更する必要があります。
- 保育短時間認定の方が、延長保育Aを利用する場合は、延長保育AとCの両方の延長保育料として計300円がかかります。
- 私立保育園及び認定こども園の延長保育料については、金額が異なる場合がありますので、各園にお問い合わせください。



## 14. 休日保育の申込について

東光保育所で実施します。市内認可保育所に入所している児童が対象です。

休日保育（日曜日・祝日）を利用する場合は、前月20日までに保育課への申し込みが必要です。※20日が閉庁日の場合は、直前の開庁日まで

《申し込みの条件》

◎保護者のいずれもが、休日も勤務している等により保育できない事情がある場合。

☆休日保育料 年齢:R6.4.1時点

区 分	日 額	一時間あたり	延長保育
3歳未満児	3,200円	500円	200円
3歳以上児	2,500円	500円	200円

※詳しくは、保育課または東光保育所にお問い合わせください。

## 15. 一時預かりの申込について

一時的に保育が必要となる時等、保育施設等に入所していなくても保育サービスを受けることができるサービスです。

酒屋・三良坂・みわ・こうぬ・東光保育所・子供の城保育園及び認定みゆきこども園で実施していますので、利用する場合は各園にお問い合わせください。

☆一時預かり料 年齢:R6.4.1時点

区 分	保育所ごとの上限		
	月 額	日 額	一時間あたり
3歳未満児	42,000円	3,200円	500円
3歳以上児	32,000円	2,500円	500円



※子供の城保育園及び認定みゆきこども園については、金額が異なる場合がありますので、各園にお問い合わせください。

## 16. 病児・病後児保育の申込について

子どもが病気の「回復期」または「回復期に至らない場合」に保護者が就労、冠婚葬祭、病気等の理由で、家庭において保育できない場合一時的にお預かりします。

施設名	病児・病後児保育室「すくすく」
場 所	三次市東酒屋町10531番地 (市立三次中央病院内)
開設日時	月～土曜日 8時～18時
対象年齢	生後6ヶ月～小学校6年生
症 状	病気の回復期または回復期に至らない場合
利用料	2,000円/1日 減免制度あり
休 日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12月29日～1月3日)
備 考	事前に登録申請が必要です。利用の際は、かかりつけ医師による医師連絡票が必要です。(病児保育の医師連絡票は、市立三次中央病院小児科医師・市内小児科医師・作木診療所医師・甲奴診療所医師が記入したものに限りです。)
電話予約	すくすく 0824-63-2181

※令和6年4月1日現在の状況です。

## 17. 事業所内保育事業及び小規模保育事業について

事業所内保育事業は、企業の従業員対象の保育施設の定員の一部を地域枠として開放し、保育を必要とする児童を受け入れます。

施設名	所在地 電話番号	定員 (地域枠)	入所年齢			入所可能 年齢	開所時間 閉所時間	延長 保育	一時 預かり
			0歳	1歳	2歳				
三次あゆみ保育園	栗屋町2827-1	12	○	○	○	満9か月	8:00	—	● <small>(従業員のみ)</small>
	TEL (0824) 62-5353	(4)					19:00		
きらきら保育所 (三次地区医療センター内)	十日市東三丁目16-1	15	○	○	○	満9か月	8:00	—	—
	TEL (0824) 62-6308	(4)					18:30		

小規模保育事業は、少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

施設名	所在地 電話番号	定員	入所年齢			入所可能 年齢	開所時間 閉所時間	延長 保育	一時 預かり
			0歳	1歳	2歳				
専法寺保育園	三次町1181-3	19	○	○	○	満6か月	7:30	—	—
	TEL (0824) 63-0930						18:30		
あおぞら ひよこ園	畠敷町166-53	12	○	○	○	満6か月	7:30	—	—
	TEL (0824) 62-2070						18:30		

### (1) 開所日

原則、月曜日から土曜日です(日曜日、祝日、年末年始はお休み)。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

### (2) 保育利用料について

12, 13ページの保育利用料基準額表により算定されます。

## 18. その他の保育について

次の保育所・幼稚園の入所(園)は、直接各施設にお問い合わせください。

区分	名称	所在地	電話番号	入所 可能年齢
認可外保育所 (私立)	青空保育園	三次町3-14	(0824) 62-1119	3歳児
	ベビーハウスすみれ	三次町335-1	080-1935-4755	1か月
	三次清心幼稚園	十日市中二丁目1-43	(0824) 62-3505	満2歳
幼稚園 (私立)	三次中央幼稚園	十日市中二丁目9-8	(0824) 62-5100	満3歳
	三次清心幼稚園	十日市中二丁目1-43	(0824) 62-3505	満3歳

### ☆ 認可外保育所、私立幼稚園の第2子目以降保育料補助制度について

第2子目以降の児童が上記の認可外保育所、私立幼稚園及び事業所内託児所に入園されている場合も保育料の減額措置が行われます。

## 19. その他の一時預かりについて

次の一時預かりの利用は、直接施設にお問い合わせください。

区分	名称	所在地	電話番号	利用 可能年齢
一時預かり	だっこルームみよし (サングリーン内)	十日市東四丁目1-30	(0824) 62-2188	満6か月

## 【1号認定こども用】

### 1. 利用にあたって

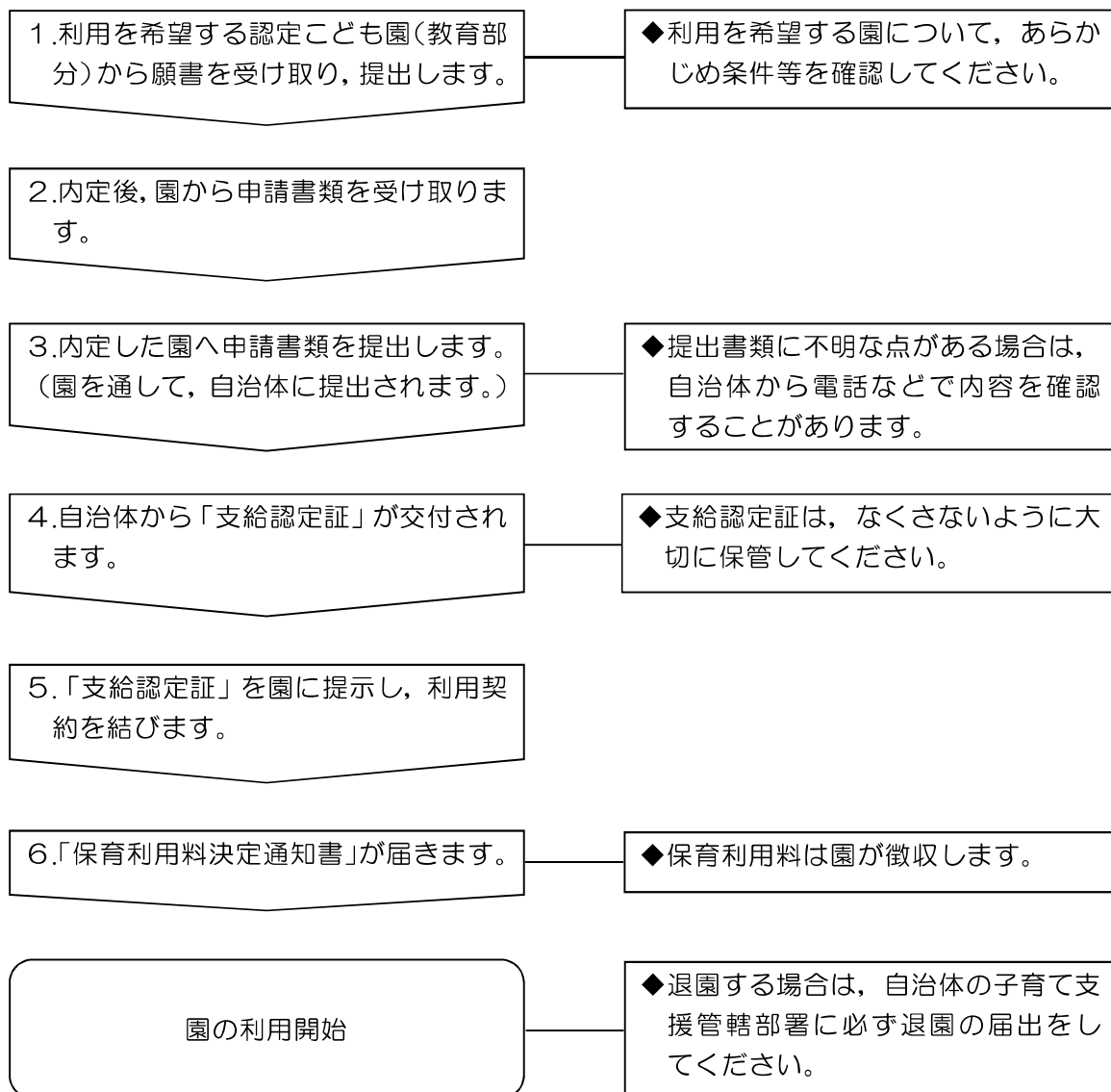
認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合は、お住まいの自治体で1号認定（教育認定）を受ける必要があります。支給認定の申請に基づき、自治体が支給認定証を交付します。

令和6年度は、認定みゆきこども園のみです。

### 2. 支給認定申請・利用届出方法

利用を希望する場合は、まず、利用したい認定こども園（教育部分）に願書を提出して入園内定を受けてください。内定後、申請書類を園から受け取り、必要事項を記入し、内定した園へ提出してください。申請書類は園を通して自治体へ提出されます。

### 3. 利用手続きの流れ



## 4. 保育利用料について

令和元年10月から、満3歳から5歳までの保育利用料が無償化されました。

## 5. 副食費について

### 副食費の決定

認定みゆきこども園の、満3歳から5歳までの副食費は月額4,500円に設定されています。

【表1】副食費

区分	副食費（月額）
教育認定子ども（1号給付）【満3歳から】	4,500円

### 副食費の免除

#### 《国の制度による副食費の徴収免除》

次のいずれかに該当する方は、副食費が0円となります。

- ・世帯の市民税の所得割合算額が、77,101円未満である。
- ・小学校3年生までの子どもから数えて、第3子以降である。

#### 《市独自の制度による副食費の徴収免除》

国の制度による副食費の徴収免除とならない場合でも、次のすべての事項に該当する方は、副食費が0円となります。

- ・児童及び保護者が、三次市に住民登録されている。
- ・市税等を完納している。



市内保育施設等一覧表（令和6年度）

区分	地域	名称	所在地 電話番号	定員 (地域枠)	入所年齢				入所 可能 年齢	開所時間 閉所時間		延長 保育	一時 預かり
					0歳	1歳	2歳	3・4・5歳		平日	土曜日		
公立 (民間委託)	三次	愛光	三次町1681	110	○	○	○	○	満6か月	7:30	●	-	
			TEL(0824) 62-2590							18:30			
		十日市	十日市中四丁目8-1	170	○	○	○	○	満6か月	7:30	●	-	
	TEL(0824) 62-3038		18:30										
	東光	四拾貫町12-1	150	○	○	○	○	満6か月	7:15	●	●		
		TEL(0824) 63-7838							18:30				
	公立	三次	川地	上志和地町1078-1	45	-	○	○	○	満1歳	7:30	-	-
				TEL(0824) 68-2731							18:30   13:00		
			和田	向江田町3362-7	80	-	○	○	○	満1歳	7:30	-	-
TEL(0824) 66-2091				18:30									
田幸			大田幸町1532-2	45	-	○	○	○	満1歳	7:30	-	-	
			TEL(0824) 66-1969							18:30   13:00			
神杉			高杉町1684-1	84	○	○	○	○	満6か月	7:30	-	-	
			TEL(0824) 66-1324							18:30			
河内		小文町219	-	-	-	-	-	-	7:30	-	-		
		TEL(0824) 63-0361							18:30   13:00				
粟屋		粟屋町11456-1	55	-	○	○	○	満1歳	7:30	-	-		
		TEL(0824) 62-0170							18:30				
川西		三若町1513	45	-	○	○	○	満1歳	7:30	-	-		
		TEL(0824) 69-2006							18:30   13:00				
酒屋		東酒屋町579	140	○	○	○	○	満6か月	7:30	●	●		
	TEL(0824) 63-7505	18:30											
君田	君田	君田町西入君78-1	60	○	○	○	○	満6か月	7:30	-	-		
		TEL(0824) 53-2085							18:30   13:00				
布野	布野	布野町下布野1257-2	60	○	○	○	○	満6か月	7:30	●	-		
		TEL(0824) 54-2612							18:30				
作木	さくぎ	作木町下作木721-1	60	○	○	○	○	満6か月	7:30	-	-		
		TEL(0824) 55-2058							18:30   13:00				
吉舎	吉舎	吉舎町吉舎112-1	90	○	○	○	○	満6か月	7:30	-	-		
		TEL(0824) 43-2522							18:30				
	敷地	吉舎町敷地2237	30	○	○	○	○	満11か月	7:30	-	-		
		TEL(0824) 43-3074							18:30   13:00				
三良坂	三良坂	三良坂町灰塚60-2	120	○	○	○	○	満6か月	7:15	●	●		
		TEL(0824) 44-2231							18:30				
三和	みわ	三和町敷名11460-9	120	○	○	○	○	満6か月	7:30	-	●		
		TEL(0824) 52-2009							18:30				
甲奴	こうぬ	甲奴町本郷11627-1	100	○	○	○	○	満6か月	7:30	-	●		
		TEL(0847) 67-5252							18:30   13:00				
私立	子供の館	南畑敷町349-7	60	○	○	○	-	満6か月	7:30	●	-		
		TEL(0824) 63-2300							18:30				
	子供の城	十日市中二丁目9-24	100	○	○	○	○	満6か月	7:30	●	●		
		TEL(0824) 65-1112							18:30				
認定こども園	みゆき	畠敷町1868-2	120	○	○	○	○	満3か月	7:15	●	●		
		TEL(0824) 62-1388							18:30				
事業所内	三次あゆみ	粟屋町2827-1	12 (4)	○	○	○	-	満9か月	8:00	-	● (従業員のみ)		
		TEL(0824) 62-5353							19:00				
	きらきら	十日市東三丁目16-1	15 (4)	○	○	○	-	満9か月	8:00	-	-		
		TEL(0824) 62-6308							18:30				
小規模	専法寺	三次町1181-3	19	○	○	○	-	満6か月	7:30	-	-		
		TEL(0824) 63-0930							18:30				
	あおぞら ひよこ園	畠敷町166-53	12	○	○	○	-	満6か月	7:30	-	-		
		TEL(0824) 62-2070							18:30				

※ 令和6年4月1日現在の状況です。今後の動向により、変更になる場合があります。